

## 一般財団法人日本建築センターとの連携協定の締結について

(一財)北海道建築指導センター(以下「センター」という。)は、高度な技術的知見を有するとともに、大規模建築を中心とした各種建築技術審査に豊富な実績を有する(一財)日本建築センター(以下「BCJ」という)と「連携協定」を締結し、より高度かつ最新の建築技術情報の提供、大型の非住宅建築物の審査業務に関する設計者支援等、北海道における建築活動の円滑化と建築物の質の確保・向上に向けた新たな取り組みを行うこととしました。



### (1) 協定の目的、連携事項等

#### ◇目的

協定は、両機関が有する人的・物的・知的資源を活用して、相互に連携して業務を実施することにより、建築物に係る技術情報の効果的な普及、建築物に係る審査の合理化・迅速化、建築物に係る調査・研究の促進等を図り、我が国、特に北海道における建築活動の円滑化と建築物の質の確保・向上に寄与することを目的とします。

#### ◇連携事項

- ・建築物に係る技術情報の普及に関すること
- ・建築物に係る審査の充実に関すること
- ・建築物に係る調査・研究の促進に関すること
- ・その他協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

#### ◇協定締結日

平成30年9月3日(月)

[一般財団法人日本建築センターと一般財団法人北海道建築指導センターとの連携協定](#)

## **(2) 協定に基づく取組**

### **◇建築物に係る技術情報の普及に関すること（協定締結後から実施）**

- ①BCJ 書籍の販売代行
- ②BCJ 講習会の札幌開催の運営、実施
- ③その他（BCJ 情報会員向け情報交流会への運営協力など）

### **◇建築物に係る審査の充実に関すること（10/1 から実施）**

- ④BCJ からセンターに対する技術支援
- ⑤審査等案件の取り次ぎ
- ⑥WEB 会議システム導入による事前相談、審査及び技術相談の実施
- ⑦業務上重要な行政情報等の相互情報提供、共有
- ⑧人事交流（研修派遣、講師派遣）

### **◇建築物に係る調査・研究の促進に関すること**

- ④BCJ からセンターに対する技術支援（再掲）
- ⑦業務上重要な行政情報等の相互情報提供、共有（再掲）
- ⑧人事交流（研修派遣、講師派遣）（再掲）
- ⑨調査・研究への技術協力

[詳しくはこちら](#)